

決 議

全国健康保険協会（協会けんぽ）は、加入者数 3,600 万人、国民の 3.6 人に 1 人が加入する日本最大の医療保険者であり、被用者保険のセーフティネットとして日本の国民皆保険制度を支えている。

一方で、その加入者の大半は、収入の低い中小・小規模企業の事業主やそこで働く従業員、その家族であり、財政基盤は脆弱である。

加えて、協会けんぽの財政構造は医療費等の支出の伸び率が賃金の伸び率を上回る赤字構造となっており、構造的な赤字財政は依然として解決していない。

また、現在の平均保険料率は 10% と他の被用者保険に比べても高く、これ以上の保険料率の引上げは、中小・小規模企業の経営、加入者の生活に大きな負担となるものであり、限界である。同じ被用者保険であるにもかかわらず、収入の低い者が重い保険料を負担しなければならないという状況も、社会保障の在り方として是正が必要である。

さらに、医療保険制度の安定のために、協会けんぽは支出の 4 割、約 3.5 兆円を高齢者医療の負担に充てているが、この負担も限界にある。

協会が抱える構造的な赤字財政問題が解決されない限り、現在の制度枠組みのままでは、協会けんぽの収支はいずれ赤字に至ることが避けられない。

協会けんぽの財政問題は、一保険者の問題にとどまらず、我が国の中小・小規模企業の経営や、そこで働く従業員の雇用や生活に直結する問題である。

今こそ国は、国民皆保険の維持のため、将来を見据えた医療保険のあるべき姿を示し、安心と納得ができる医療保険制度を構築すべきである。我々、協会けんぽ加入者は、下記の事項の実現を期し、3,600 万人の加入者の総意をもって、ここに決議する。

記

一、協会けんぽに対する国庫補助金の補助率を健康保険法本則上限の 20% に引き上げること

一、公費負担の拡充をはじめとする高齢者医療制度の見直しを実施するとともに、後期高齢者支援金の被用者保険者負担について全面総報酬割を導入し、それに伴い生じる公費財源を協会けんぽの財政基盤の強化など被用者保険の負担軽減に充てること

平成 26 年 11 月 18 日 全国健康保険協会 全国大会